

六十四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い(1)...改正前の措置法等の適用がある場合)</p> <p>改正法令(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)、法人税法等の一部を改正する法律(平成13年法律第6号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第141号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成13年財務省令第32号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p> <p>(経過的取扱い(2)...平成13年4月1日前に取得等をした特定中核的民間施設の特別償却)</p> <p>改正法令による改正前の措置法令第28条の3第1項に規定する特定の施設が同項に定める取得等に必要資金の額が5億円以上で6億円に満たない場合において、法人が当該特定の施設に含まれる特定中核的民間施設(改正法令による改正前の措置法第43条の3第1項に規定する特定中核的民間施設をいう。以下同じ。)の一部を平成13年4月1日前に取得等をし、残余を同日以後に取得等をしているときは、同日前に取得等をした特定中核的民間施設については、その取得価額の合計額が5億円以上であるかどうかを問わず、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、平成13年4月1日以後に取得等をした残余の特定中核的民間施設については、措置法第43条の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>前に取得等をした減価償却資産については、その取得価額が 2,300万円を超えるかどうかを問わず、改正法令による改正前の措置法第45条第 1 項の規定の適用があることに留意する。この場合において、平成13年 4 月 1 日以後に取得等をした減価償却資産については、措置法第45条第 1 項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>旧過疎並み離島地域等（新過疎並み離島地域等に該当する区域を除く。）内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,300万円を超える場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成13年 4 月 1 日前に取得等をし、残余を同日以後に取得等をしているときには、同日前に取得等をした減価償却資産については改正法令による改正前の措置法第45条第 1 項の規定の適用があることに留意する。この場合において、同日以後に取得等をした減価償却資産については措置法第45条第 1 項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 新過疎並み離島地域等（旧過疎並み離島地域等に該当する区域を除く。）内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備については、平成13年 4 月 1 日以後に取得等をしたものの取得価額の合計額が 2,500万円を超える場合に限り、措置法第45条第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>水源地域（措置法令第28条の14第 7 項に規定する地区をいう。）内及び措置法第45条第 1 項の表の第 5 号に掲げる地区内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,300万円を超え2,500 万円以下である場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成13年 4 月 1 日前に取得等をし、残余を同</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>日以後に取得等をしているときは、同日前に取得等をした減価償却資産については、その取得価額が 2,300万円を超えるかどうかを問わず、改正法令による改正前の措置法第45条第 1 項の規定の適用があることに留意する。この場合において、平成13年 4 月 1 日以後に取得等をした減価償却資産については、措置法第45条第 1 項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>( 経過的取扱い(5)...適格合併等により引継ぎを受けた準備金の均分取崩し等の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達の55 - 7 の 2 ( 55 の 3 - 1、56 - 5、57 - 7、57 の 8 - 7、61 の 2 - 4 において準用する場合を含む。)の取扱いは、合併法人等が平成13年 4 月 1 日以後に行われる適格合併等により引継ぎを受けた準備金の金額について適用する。</u></p> <p><u>( 経過的取扱い(6)...平成14年 1 月 1 日前に譲渡をした場合の買換えの適用)</u></p> <p><u>法人が、平成14年 1 月 1 日前に譲渡をした資産が措置法第65条の 7 第 1 項の表の第 1 号の上欄に掲げる譲渡資産に該当するかどうかの判定に当たっては、この法令解釈通達による改正前の65の 7 (1) - 24の取扱いの例による。</u></p>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>